

資料

—各種統計データ—

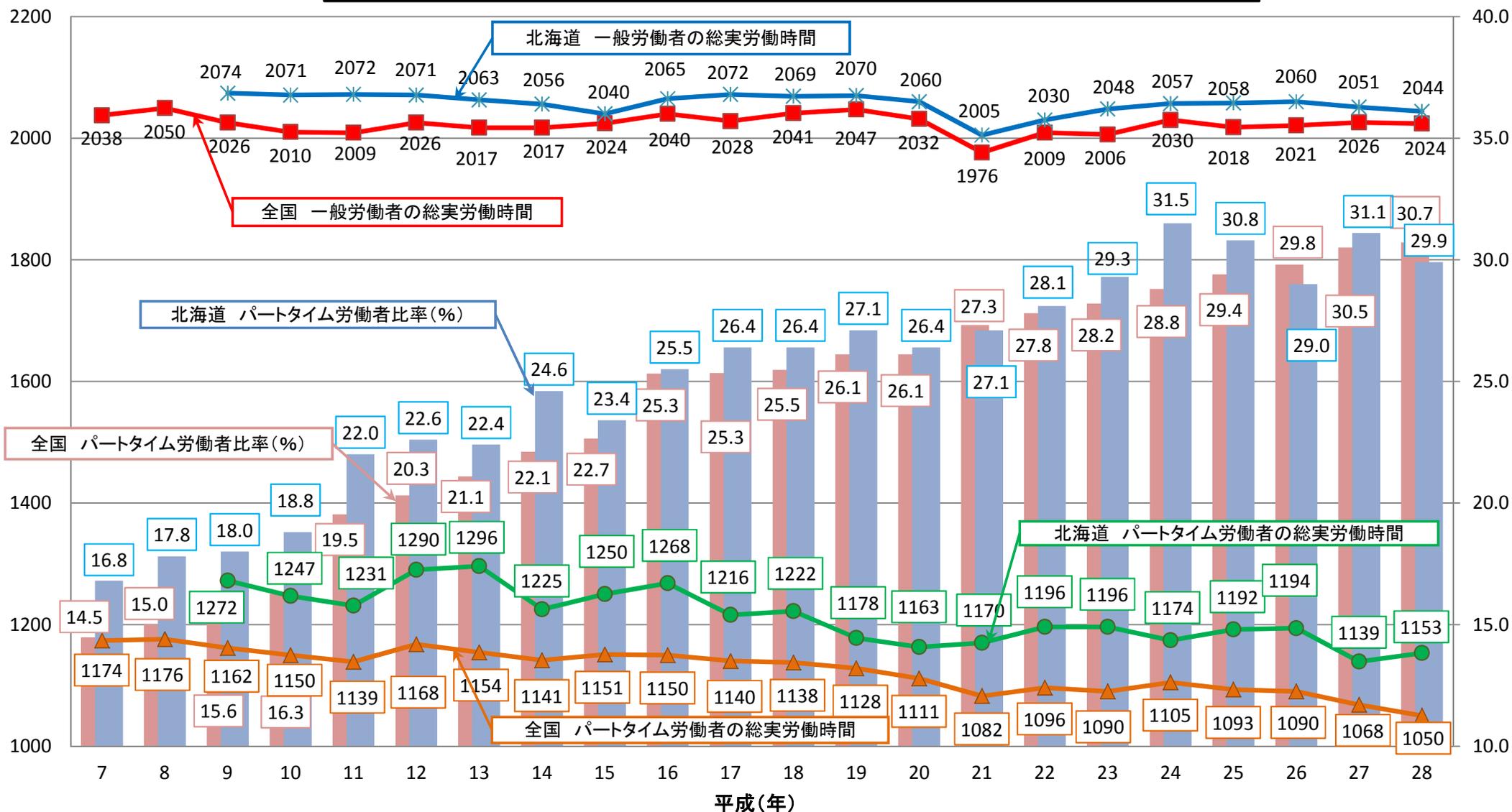
厚生労働省北海道労働局
(平成29年12月12日現在)

就業形態別年間総労働時間及びパートタイム労働者比率の推移

単位：時間

単位：%

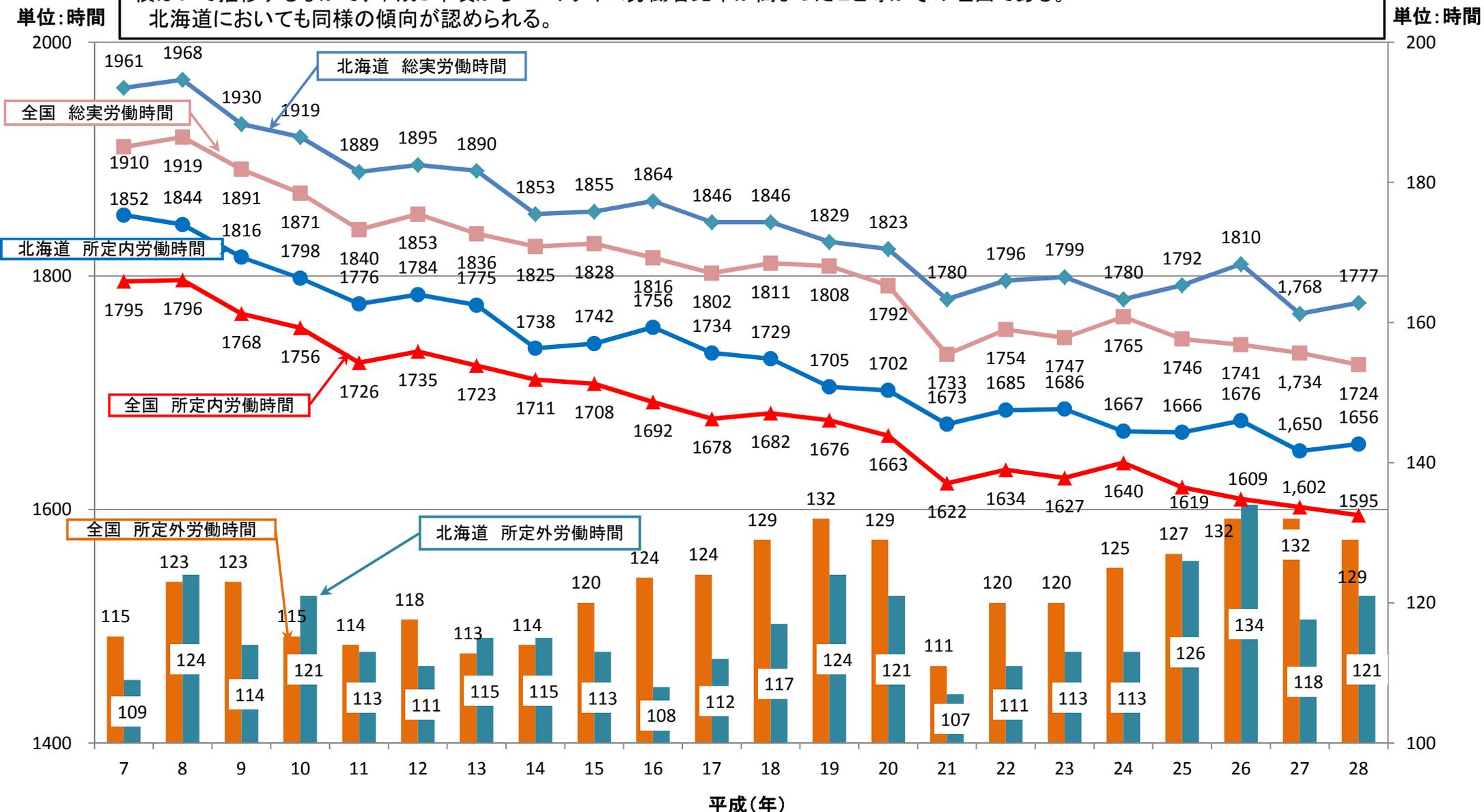
パートタイム労働者比率が上昇傾向にある。
一般労働者の総実労働時間は、依然として2,000時間台で高止まりしている。



(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(注) 事業所規模5人以上

年間総実労働時間の推移（パートタイム労働者を含む）

年間総実労働時間、所定内労働時間も減少傾向で推移しているが、これは一般労働者（パートタイム労働者以外の者）についてほぼ横ばいで推移するなかで、平成8年頃からパートタイム労働者比率が高まったこと等がその理由である。
北海道においても同様の傾向が認められる。



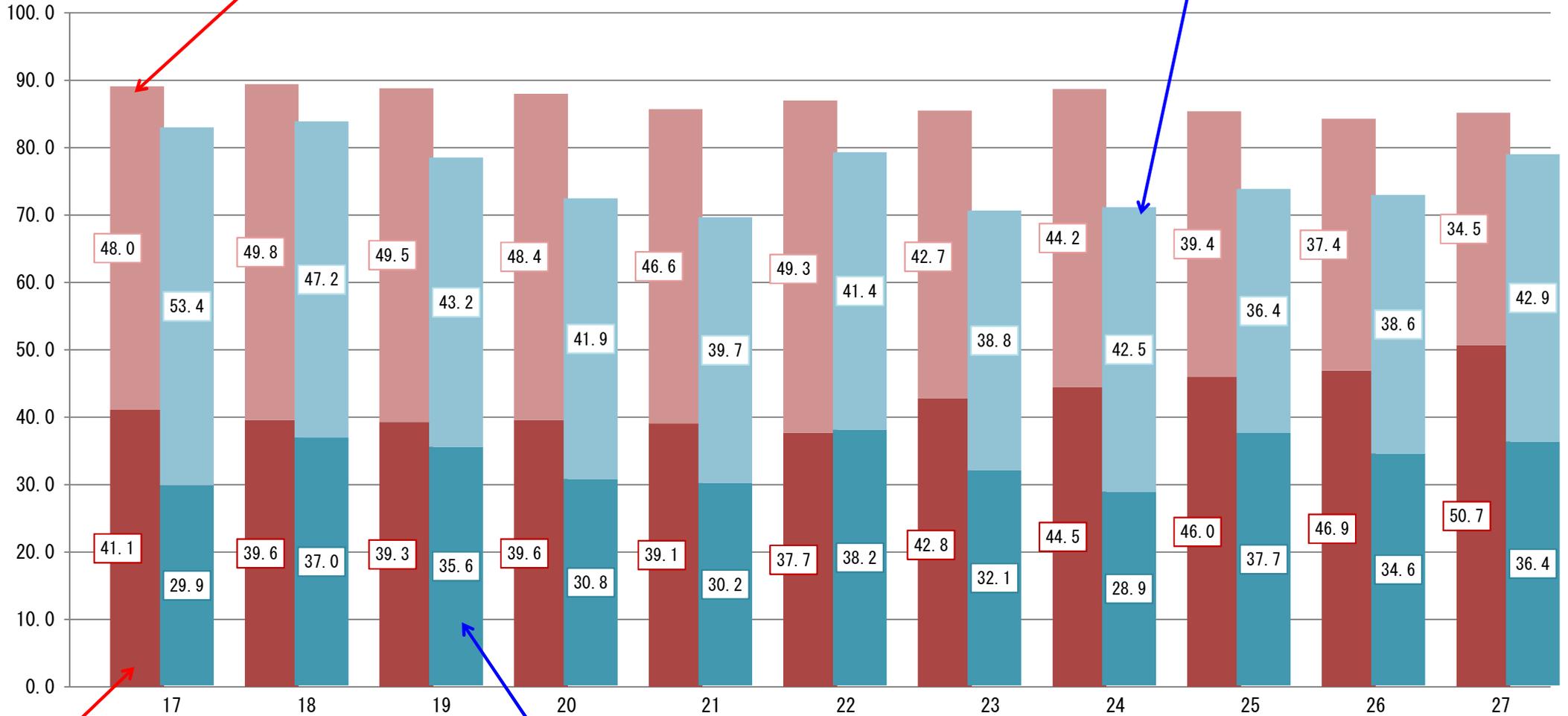
(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(注) 事業所規模5人以上

週休2日制の企業又は事業所割合の推移（注1）

単位：%

全国：完全週休2日制より休日日数が実質的に少ないが何らかの週休2日制を実施している企業割合（注3）

北海道：完全週休2日制より休日日数が実質的に少ないが何らかの週休2日制を実施している事業所割合（注3）



全国：完全週休2日制企業割合（注2）

北海道：完全週休2日制事業所割合（注2）

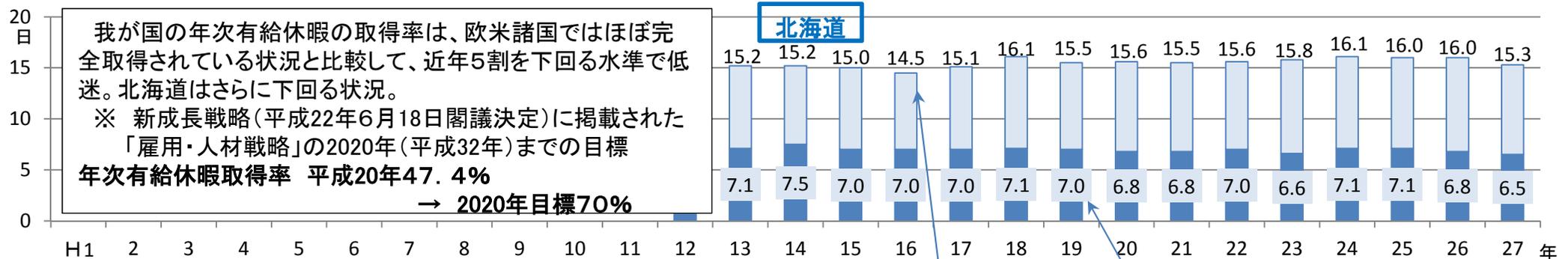
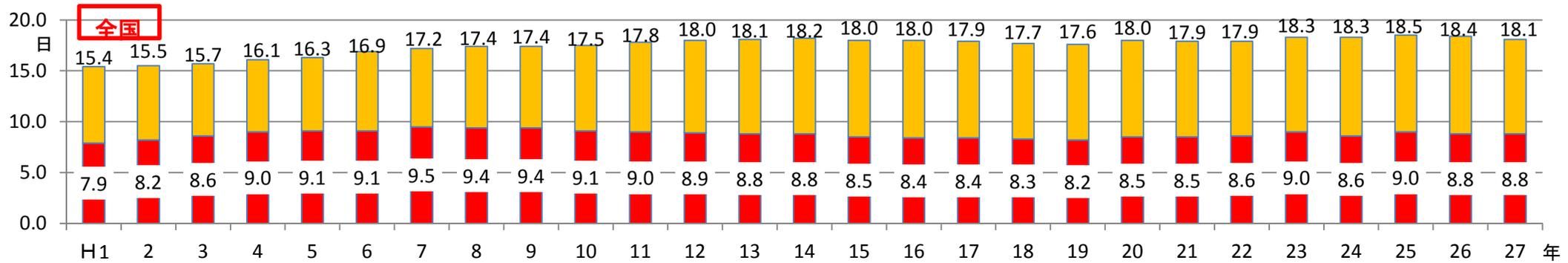
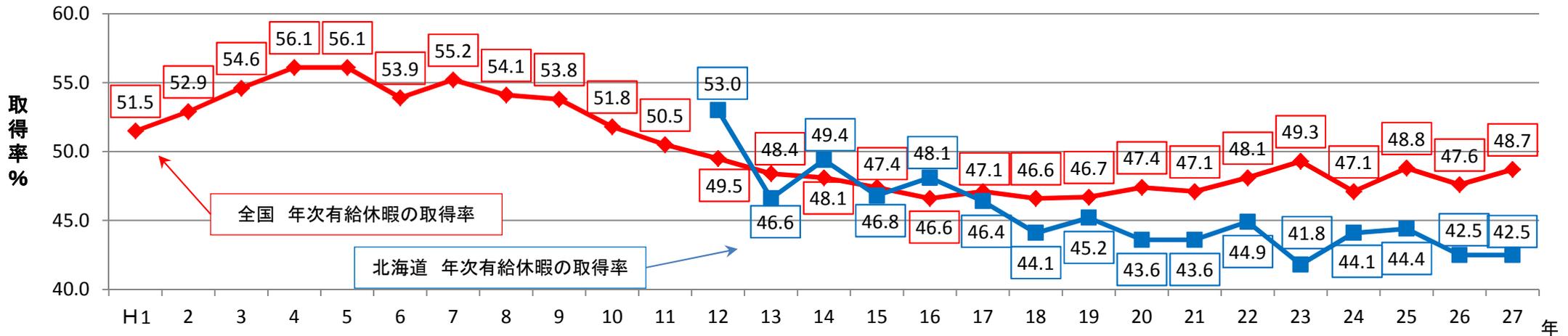
（資料出所）厚生労働省「就労条件総合調査」（平成26年以降の調査対象：「常時労働者が30人以上の民間企業（複合サービス事業を含む。）」
北海道「就業環境実態調査」（平成26年以前は「労働福祉実態調査」による）

注1）「企業」及び「事業所」とも30人規模以上である。

注2）全国は「企業」であり、北海道は「事業所」の統計である。

注3）「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない」とは、例えば、隔週、月2回週休2日制を実施している等が挙げられる。

年次有給休暇の取得率等の推移



我が国の年次有給休暇の取得率は、欧米諸国ではほぼ完全取得されている状況と比較して、近年5割を下回る水準で低迷。北海道はさらに下回る状況。

※ 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)に掲載された「雇用・人材戦略」の2020年(平成32年)までの目標

年次有給休暇取得率 平成20年47.4%

→ 2020年目標70%

(資料出所)厚生労働省「就労条件総合調査」(平成11年以前は「賃金労働時間制度等総合調査」による)

(注) 1) 「対象労働者」は「常用労働者」から「パートタイム労働者」を除いた労働者である。

2) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。「取得率は、全取得日数/全付与日数×100(%)」である。

3) 平成18年以前の調査対象:「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」→平成19年以降の調査対象:「常用労働者が30人以上の民営企業」
→平成26年以降の調査対象:「常時労働者が30人以上の民営企業(複合サービス事業を含む。)」

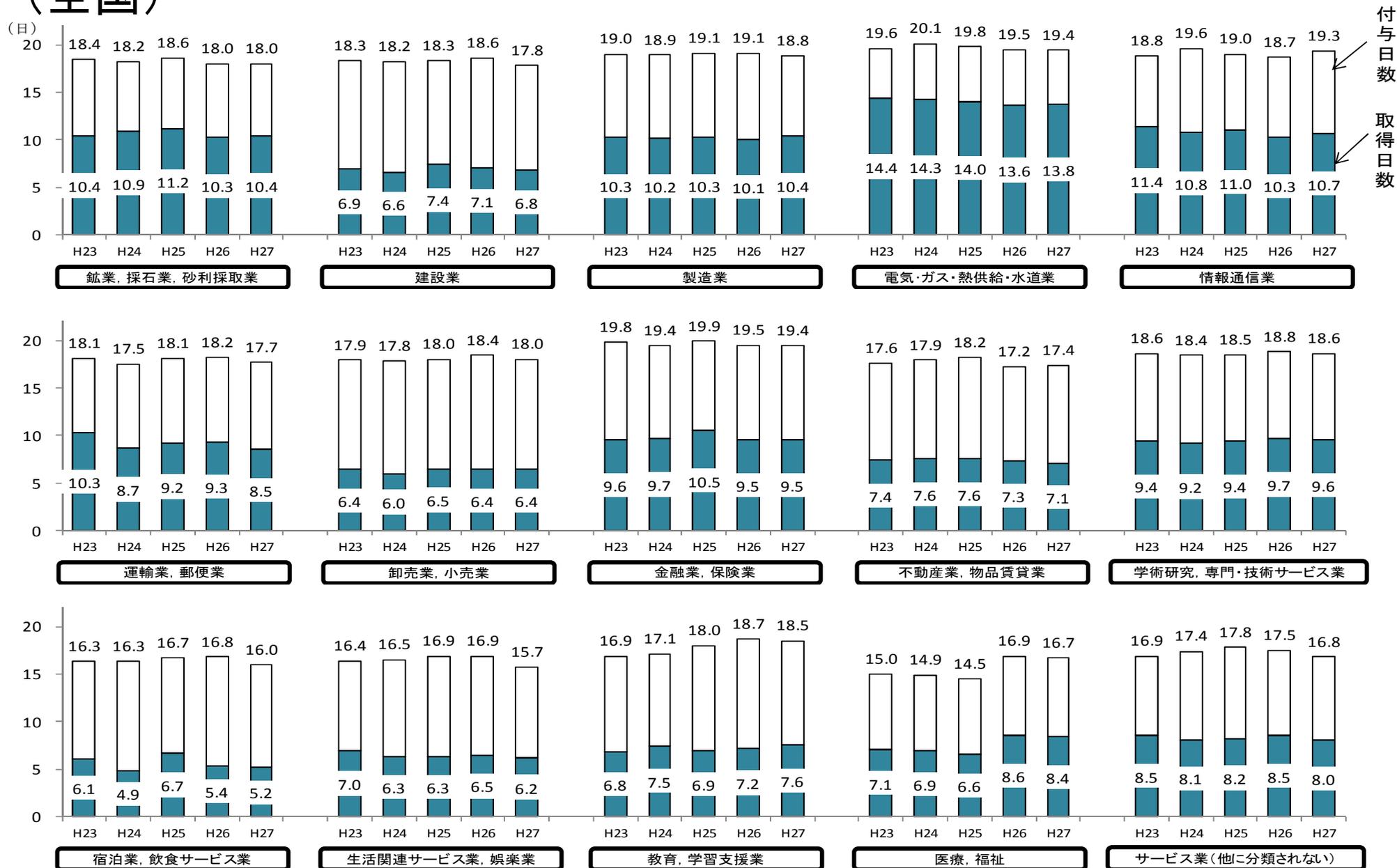
(資料出所)北海道「就業環境実態調査」(平成26年以前は「労働福祉実態調査」による)

付与日数

取得日数

産業別労働者 1 人平均年次有給休暇の付与日数及び取得日数の推移

(全国)



資料出所: 厚生労働省「就労条件総合調査」

(注) 1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 「取得率」は、全取得日数/全付与日数×100(%)である。

3) 平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

※「運輸業、郵便業」について、H23のデータ(平成24年調査)より平成21年経済センサス-基礎調査による抽出替えを行ったことから、平成19年10月に民営化された郵便事業(株)が新たに調査対象となった。